

改定しました 佐賀県最低賃金

平成30年10月4日から

1時間762円

(改定前737円)

精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び時間外労働等割増賃金は最低賃金に算入されません。

特定（産業別）最低賃金は、別途決定されますが、陶磁器・同関連製品製造業については、平成30年10月4日以降は、新たな陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が発効するまで、佐賀県最低賃金762円(1時間当たり)が適用されます。

詳しくは、佐賀労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へ

☎0952-32-7179

佐賀 ☎0952-32-7133

唐津 ☎0955-73-2179

武雄 ☎0954-22-2165

伊万里 ☎0955-23-4155

佐賀県最低賃金改定のお知らせ

『佐賀県最低賃金』は、改定され、平成30年10月4日から時間額が25円アップし、1時間762円となります。

ただし、佐賀県の特定（産業別）最低賃金は、下表のとおりですが、現在、改定の審議を行っています。

なお、陶磁器・同関連製品製造業については、平成30年10月4日以降は、新たな陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が発効するまでは、762円の佐賀県最低賃金が適用されます。

最低賃金の件名	1時間 (円)	効力発生日	適用される産業の範囲
佐賀県最低賃金	737 ↓ <u>762</u>	平成29年 10月6日 ↓ <u>平成30年 10月4日</u>	1. 特定（産業別）最低賃金が適用されない全ての産業 2. 次のいずれかに該当する労働者は、特定（産業別）最低賃金が適用される産業の労働者であっても、この佐賀県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の労働者 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者
特定（産業別）最低賃金	一般機械器具製造業関係	827 平成30年 1月3日	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。）、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く。）、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社
	電気機械器具製造業関係	795 平成29年 12月22日	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社
	陶磁器・同関連製品製造業	738 平成29年 12月2日	陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社

(注) 1 最低賃金は、臨時工、パートタイマー、アルバイトにも適用されます。

2 最低賃金には、次の賃金等は含まれません。

(1) 賞与などの臨時の賃金

(2) 休日、時間外などの割増賃金

(3) 通勤手当（交通費）、家族手当及び精皆勤手当

3 賃金支払形態が「月給制、日給制、時間給制」に関係なく、1時間の金額が適用されます。

最低賃金以上となっているかどうかを調べる方法

すべての地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金については、時間額のみが表示となっています。実際の賃金が最低賃金以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

① 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額（時間額）

② 日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）

③ ①、②以外（週給、月給額）の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。

月給制の場合の
換算方法

佐賀県で働く労働者Aさんは

●年間所定労働日数260日

●月給132,081円

●所定労働時間は毎日8時間

で働いています。

佐賀県の最低賃金は、762円（時間額）です。



1. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額（時間額）}$$

2. Aさんの場合、1. の計算式に当てはめると、

$$\frac{\text{月給} 132,081 \text{円} \times 12 \text{か月}}{\text{年間所定労働日数} 260 \text{日} \times 8 \text{時間}} \geq 762 \text{円}$$

したがって、この場合は、最低賃金額以上であることとなります。